

公募（公募型プロポーザル方式）のお知らせ

委託業務名：伏見西部第四地区 事業計画変更等業務委託

令和7年9月
京都市建設局

公募（公募型プロポーザル方式）のお知らせ
伏見西部第四地区 事業計画変更等業務委託

受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式で実施しますので、次のとおり公募します。

令和 7 年 9 月 2 9 日
京都市長 松 井 孝 治

1 公募対象業務に関する事項

- (1) 委託業務名
伏見西部第四地区 事業計画変更等業務委託
- (2) 履行期間
契約日の翌日から令和 8 年 3 月 1 3 日まで
- (3) 履行箇所
京都市伏見区横大路中ノ庄町他 地内
- (4) 概算予定価格
2 0, 0 0 0 千円（税込）
最低制限価格
1 6, 0 0 0 千円（税込）
- (5) 公募のスケジュール
9 月 2 9 日 公募
1 0 月 6 日 資料配布期限・質問締切
1 0 月 9 日 質問への回答
1 0 月 1 6 日 技術提案書提出期限
1 0 月 下旬 一次審査結果通知
1 0 月 2 8 日 二次審査（ヒアリング（プレゼンテーション））
1 1 月 上旬 審査結果通知

2 応募者の資格に関する事項

応募者は次の資格要件を満たしていなければならない。

- (1) 京都市契約事務規則第 4 条第 2 項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは規則第 22 条第 1 項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 応募者の公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第 29 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 建設コンサルタント登録規程に基づく登録において、「都市計画及び地方計画部門」に登録していること。
- (4) 土地区画整理法に規定する「土地区画整理士」の資格を取得している者を、管理技術

- 者及び照査技術者として、それぞれ別に配置し得ること。
- (5) 一つの契約において、次のア～ウの全ての要件を満たす委託業務を履行した実績があること。ただし、ウにおける（ア）及び（イ）は別々の契約でも可とする。
- ア 「地方公共団体」、「地方独立行政法人法に基づく地方独立行政法人」又は「地方住宅供給公社法に基づく地方住宅供給公社」のいずれかが発注したものであること。
- イ 元請として受注し、平成22年度以降に完了したものであること。
- ウ 業務内容に次の（ア）及び（イ）の業務を含んでいること。
- （ア） 土地区画整理事業の事業期間の変更に伴い、事業計画を変更した業務
- （イ） 土地区画整理事業の事業計画の変更に伴い、換地設計を変更した業務

3 配布資料に関する事項

(1) 配布資料

- ア 特記仕様書（案）
- イ 受託候補者選定に係る審査基準
- ウ 技術提案書の様式及び記入要領

(2) 配布方法

配布資料は電子メールにより提供しますので、下記11（1）に記載のメールアドレスまでお申し出ください。お申し出いただいた翌日（土日祝日を除く。）までに資料が送付されない場合は、下記11（1）に記載の技術資料提出先まで電話にてお問い合わせください。

なお、技術提案書（様式1～7）のWordデータは京都市建設局建設企画部監理検査課のホームページ

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-1-3-0-0.html>) からダウンロードしてください。

(3) 配布期間

令和7年9月29日から10月6日までの午前9時から午後5時まで

(4) 閲覧資料

既存資料及び報告書（※1）については、11（2）に問い合わせのうえ閲覧できるものとする。ただし、閲覧期限は、令和7年10月6日午後5時までとします。

(※ 1) 閲覧可能な既存資料及び報告書一覧

1	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第四地区 土地区画整理事業 事業計画書（第5回変更）
2	平成21年度 伏見西部第四地区土地区画整理事業における事業計画変更及び 換地設計変更等業務委託 道路予備設計 報告書 設計概要書（1／2）
3	平成21年度 伏見西部第四地区土地区画整理事業における事業計画変更及び 換地設計変更等業務委託 道路予備設計 報告書 設計概要書（2／2）
4	伏見西部第四地区 換地設計図
5	伏見西部第四地区 仮換地公図重ね図
6	伏見西部第四地区 仮換地現況重ね図
7	伏見西部第四地区 区画整理通信 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「都市整備」⇒「土地区画 整理事業」⇒「施行中の事業紹介」⇒「伏見西部第四地区」⇒「3「区画整理通 信」について」参照 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000171482.html)

4 質問制度

- (1) 本プロポーザルについての問合せは、原則として書面（様式自由）により、令和7年10月6日午後5時（市役所閉庁日を除く。）までに行ってください。また、問合せについては、FAX 又は電子メールのいずれかの手段を利用し、着信確認を行ってください。
- (2) 問合せに対する回答は、上記問合せ期限の翌日から起算して3日（市役所閉庁日を除く。）以内に、京都市建設局建設企画部監理検査課ホームページ
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-1-3-0-0.html>) にて公開する予定です。

5 技術提案書の提出について

(1) 提出物

- ア （様式1）表紙
- イ （様式2）企業の能力等
- ウ （様式3－1）配置予定技術者（管理技術者）の資格等
- エ （様式3－2）配置予定技術者（管理技術者）の業務実績の本業務への応用性
- オ （様式4）配置予定技術者（照査技術者）の資格
- カ （様式5）業務の取組体制等
- キ （様式6）技術的提案
- ク （様式7）価格評価に関する提案

(2) 提出部数

ア〜カ及びク：1部

キ：10部

(3) 提出期限及び方法

令和7年10月16日午後5時までに下記の場所に持参又は郵送してください。これ以外の手段（FAX、電子メール等）による提出は受理しません。

※ 持参の場合は、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）に提出してください。

※ 郵送の場合は、令和7年10月16日午後5時を必着とし、簡易書留にて郵送してください。

6 ヒアリング（プレゼンテーション）の実施について

ヒアリング（プレゼンテーション）については、提案内容に関する確認や補足説明を受けることを主に目的として実施します。ヒアリング（プレゼンテーション）は1者につき概ね25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）とし、担当者3名以内（管理技術者、照査技術者を必ず含むこと。）の出席を求めます。

ヒアリング（プレゼンテーション）は、令和7年10月28日に実施することを予定（時間、場所は未定。変更することもあります。）していますが、詳細については別途連絡いたします。

なお、ヒアリング（プレゼンテーション）において、補足説明追加資料の配布は認めません。様式5〜6により、ヒアリング（プレゼンテーション）を行ってください。

7 受託候補者の選定

(1) 受託候補者の選定は、提出された技術提案書の書類を評価及び審査し、応募者の中から最大5者を選定する一次審査と、一次審査で選定された者から受託候補者及び次点候補者を選定する二次審査により実施します。

(2) 受託候補者の選定は、京都市建設局において、ご提出いただいた技術提案書の評価及びヒアリング（プレゼンテーション）の評価により行います。評価項目は、下記のとおりとします。

ただし、概算予定価格を超える価格又は最低制限価格未満の価格を提出された場合は失格とします。

ア 予定技術者（管理技術者）の業務実績

イ 専門技術力の確認

ウ 本業務に対する理解度

エ 提案内容の的確性

オ 価格

カ 全般

8 選定結果の通知

- (1) 審査による選定結果は、技術提案書を提出した応募者に対し採点結果とともに電子メールにて通知します。ただし、契約締結前であるため、社名の公表は差し控えますので、予めご了承ください。
- (2) 審査により選定されなかった場合には、(1) の通知を行った翌日から起算して2日以内（市役所閉庁時を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））に京都市建設局に対して、非選定の理由に関する説明を求めることができます。この場合の請求は、文書（様式自由）により行ってください。
- (3) (2)に係る請求の文書の提出先は下記11(1)の問合せ先とし、FAX又は電子メールのいずれかの手段を利用し、着信確認を行ってください。
- (4) (2)に係る請求が行われた場合は、京都市建設局より、請求の書面を収受した日から起算して5日以内（市役所閉庁日を除く。）に文書により理由を回答します。

9 契約の締結

- (1) 選定された受託候補者とは、評価した技術提案書に基づき協議を行ったうえで、特記仕様書を再度作成し、業務委託契約を締結します。なお、受託候補者との協議が整わない場合、評価点が第2位となる次点候補者と契約に関する協議を行います。
- (2) 提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法等について提案を求めることがあります。また、必要に応じて、提出された見積価格と異なる価格で契約することがあります。
- (3) 契約後において、技術提案書に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがあります。

10 その他

- (1) 以下の条件のいずれかに該当する場合は、その時点で失格となりますので、注意してください。
 - ア 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限が、指定された方法と異なるもの
 - イ 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ウ 技術提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - エ 技術提案書に虚偽の記載が行われているもの
 - オ 概算予定価格を超える見積価格又は最低制限価格未満の見積価格が記載されているもの
- (2) 評価項目の合計点が60点を下回る場合は、契約希望者が1者のみであっても、契約候補者として選定しません。
- (3) 技術提案書に記載された配置予定技術者は、その変更に関合理的な理由があり、同等の業務が実施できることを条件に本市が承諾する場合を除き、受託候補者選定期間中及び本業務履行期間中は、変更することができません。
- (4) 技術提案書作成に要する費用は、応募者の負担とします。

- (5) 提出された技術提案書は、返却しません。
- (6) 提出された技術提案書は、京都市情報公開条例第6条第1項の規定に基づく請求書が提出された場合には、受託候補者の選定が完了した後において、これを申請者に公開します。ただし、同条例第7条第2項に該当する場合を除きます。
- (7) 技術提案書の提出後、本市の判断で補足資料の提出を求めることがあります。
- (8) 第三者が所有する土地に、無断で侵入し調査等を実施しないでください。
- (9) 相手方と契約を締結した後に、選定の結果、参加した事業者及び評価点に分かる情報を京都市建設局建設企画部監理検査課ホームページ
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-1-3-0-0.html>) に公表します。

1 1 問合せについて

- (1) 手続等に関する問合せ先及び技術提案書提出先は下記のとおりです。
京都市建設局建設企画部監理検査課（担当：保田、村田）
電話 075-222-3548 FAX 075-213-0149
メールアドレス kanrikensa@city.kyoto.lg.jp
所在地 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
- (2) 業務内容に関する問合せ先は下記のとおりです。
京都市建設局都市整備部南部区画整理事務所（担当：第三・四地区事業係 種田、中西）
電話 075-643-0088 FAX 075-643-0089
メールアドレス nanbukukaku@city.kyoto.lg.jp
所在地 京都市伏見区深草五反田町112
伏見西部第四地区の事業紹介
→京都市情報館 (<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000171479.html>)